



町田市消費生活センター

市民ボランティアの運営委員と市が協働で運営しています

目指そう！ SDGs 達成のために エシカルな消費者

- ◆参加費無料(実費必要の場合あり)
 - ◆保育あり(事前申し込み必要)
 - ◆ご案内はこちら
- ・広報まちだ
 - ・センターだより
 - ・チラシ
 - ・ホームページ
 - ・ブログ



消費生活センター
イベント情報

楽しい講座がいっぱい
みんなきてね～
ボランくん



テスト教室



学習会



料理教室

運営協議会はこんなことにも
取り組んでいます！



～日本の食を守ろう～

安心

地産地消

旬にこだわろう

安全

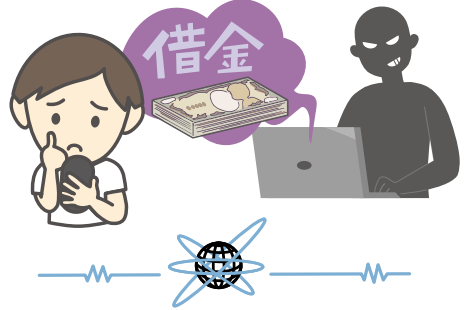
食べて応援
町田の野菜

アニマルウェルフェア
を知ろう(写真は平飼養鶏)



困った時には相談しよう！

消費生活センターでは契約など
消費生活に関するご相談を受けています。



副業のトラブルにご注意！

事例 インターネット動画を見るだけで簡単に稼げるという副業を見つけ申し込んだ。仕事のために75万円が必要と言われた。お金がないと伝えたら、スマートフォンの画面共有ソフトで消費者金融からお金を借りさせられ支払った。返金してほしい。

アドバイス 「誰でも簡単に楽に稼げる」仕事はありません。連絡がとれない、相手はいても対応が困難な事業者も年々増えています。仕事をするために高額な支払いをすると言われても、うのみにせず、うまい話には乗らないようにしましょう。



「暮らしのレスキューサービス」にご注意！

事例 トイレが詰まったのでインターネットで検索し、料金は4000円からと書いてあった事業者に来てもらった。作業の前に30万円だと言われて驚いた。仕方がないと思い支払った。やはり納得できないので返金してほしい。

アドバイス トイレの詰まりや水道のトラブル、鍵の紛失、ネズミが出たなどの急なトラブルに遭遇した際、インターネットで調べたいいわゆる「暮らしのレスキューサービス」に依頼し、高額な請求を受けたという相談が多数寄せられています。料金に納得できない場合は、支払わずに交渉しましょう。地元の管工事組合、ペストコントロール協会などで日頃から事業者を調べておくとういでしょう。

契約のトラブルは

「消費生活センター」へ
☎042-722-0001

定期購入など通信販売のトラブルにご注意！

事例 スマートフォンのSNSの広告で、定期縛りのない1980円の美容液を見つけた。申し込む途中で、さらにお得なコースを案内された。商品が届いたが、申し込んだコースは7回の縛りがある契約だと分かった。解約の電話をかけたが話し中で通じない。



受付時間 月曜日～土曜日
(土曜日は電話相談のみ)
午前9時～正午
午後1時～4時

アドバイス 相変わらず定期購入に関するトラブルは多いですが、最近は入力途中で別のお得なコースを案内され、高額な縛りのある契約をしてしまったという相談が増えています。SNSの広告にとらわれず、申し込む際は、購入条件や返品特約、最終確認画面をよく確認しましょう。通信販売はクーリング・オフが出来ません。ご注意ください！

分電盤の点検商法に注意！

事例 分電盤の無料点検をすると電話があり承諾した。後日訪問され点検後に、このままでは壊れる、交換が必要だと言われ不安になって新しい分電盤に交換する契約をした。90万円と高額だったので不安だ。

アドバイス 無料の点検だからと気軽に応じると、点検後断ることが難しい状況に追い込まれることもあります。身分を偽り電話や訪問をする場合もあるのできっぱりと断るようにしましょう。点検後に料金が発生する契約を勧められてもすぐ契約せず、家族や信頼できる人に相談しましょう。分電盤は電力会社による4年に一度の法定点検が定められています。費用は無料です。

訪問販売・電話勧誘販売などで契約をしてしまったけれど解約したい…

そんなときは、クーリング・オフ制度を利用しましょう。

クーリング・オフとは、消費者が契約した後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約解除できる制度です。

クーリング・オフできる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等も含む)…8日間
- 電話勧誘販売…8日間
- マルチ商法…20日間
- 特定継続的役務(エステティックサロン、一部の美容医療サービス、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚情報サービス)…8日間
- 業務提供誘引販売(内職商法、モニター商法)…20日間
- 訪問購入取引…8日間

- ★クレジット会社にも同時に通知する。
- ★特定記録等の郵便、または電磁的方法(電子メール・SNS等)を使い、通知した記録と文面を保存しておく。

- クーリング・オフの期間が経過した場合でも、マルチ商法と特定継続的役務は中途解約できます。
- さらに事業者が嘘を言ったり、脅したりして契約した時は、クーリング・オフ期間が過ぎても解約が可能です。

※店舗販売、通信販売は、原則クーリング・オフできません。

令和〇〇年〇月〇日	契約年月日	令和〇〇年〇月〇日	契約解除通知書
〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地	商号 商品名 販売会社名 販売金額	〇〇〇株式会社 〇〇〇円	日
東京 太郎	担当者 住所 電話番号	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	

悪質商法から身を守る 消費生活出前学習会

- テーマ** 「だまされないで！町田市の相談事例と対処法」、「高齢者を狙う悪質商法と被害発見のポイント」など
 - 開催時間** 原則、平日の午前10時から午後4時の1～2時間程度
 - 開催場所** みなさまのところにお向きます。会場はご用意ください。
 - 費用** 無料
- 詳しくは消費生活センター ☎042-725-8805 へお問い合わせを

多重債務で困ったら すぐにご相談ください

消費生活センターでは、多重債務解決に向けて町田弁護士クラブ、東京司法書士会町田支部と連携事業を行っています。センターが確実に相談者と専門家をつなぎ、迅速かつ効果的な問題解決に導きます。開始以来、多くの方がこの制度をご利用されています。多重債務問題は解決できます。お気軽にご相談下さい。